

国 税

以下の税金は、国税です。このほかにも、3ページにあるとおり、様々な種類の国税があります。

所得税（国税）

納める方

- ▶ 日本国内に住所がある個人で、所得のあった方
- ▶ 日本国内に住所がないが、国内で生じた所得のあった方 など

納める額

$$(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税 率} - \text{税額控除額}$$

○所得控除額 8ページ及び10ページ参照

○税率(速算表)

課税される所得金額		税 率	控除額
195万円未満		5%	0円
195万円以上	330万円未満	10%	97,500円
330万円以上	695万円未満	20%	427,500円
695万円以上	900万円未満	23%	636,000円
900万円以上	1,800万円未満	33%	1,536,000円
1,800万円以上	4,000万円未満	40%	2,796,000円
4,000万円以上		45%	4,796,000円

- *1 課税される所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- *2 変動所得や臨時所得に対する平均課税の適用を受ける場合の調整所得金額に対する税額もこの表で求めます。
- *3 あわせて復興特別所得税として、平成25年から令和19年分までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した金額が課税されます。

○税額控除額 66ページ参照

納める時期と方法

(1) 原則

1年間の所得金額と税額を自分で計算し、翌年2月16日から3月15日までに、納税地を管轄する税務署に確定申告をして納めます（申告納税制度）。

(2) 給与所得者

毎月の給与から見込税額を源泉徴収され、年末に1年間の給与総額が確定した時点で年末調整により税額が精算されるため、原則として、確定申告の必要はありません。

ただし、次のような方は、上記(1)の方と同様に確定申告が必要です。

- (ア) その年中に支払を受ける給与等の金額が2,000万円を超える人
- (イ) 1か所から給与等の支払を受けている人（その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に限る。）で、給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円を超える人
- (ウ) 2か所以上から給与等の支払を受けている人で、給与等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与等の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人 など

(3) 年金所得者

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。

また、上記(2)又は(3)に該当する方であっても、医療費控除や住宅借入金等特別控除(適用初年分)などを受ける方は、確定申告が必要です。

詳しくは、税務署(102ページ参照)へお問い合わせください。

—— 申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。——
画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成したデータは、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することができます。

※ 詳しい内容は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

税額控除(主なもの)

● 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)など

住宅ローン等を利用して、住宅を新築、取得又は増改築した場合、一定の要件に該当していれば入居した年分以後の、各年分の所得税額から一定額が控除されます。

民間の金融機関や独立行政法人住宅金融支援機構などのローン等を利用し、その返済期間が10年以上の割賦返済である場合で、一定の要件に該当する方に適用されます。

また、住宅ローン等を利用していなくても、認定住宅やZEH水準省エネ住宅の新築又は取得(未使用のものに限る。)のほか、省エネ改修、バリアフリー改修、耐震改修など、既存住宅の改修工事をした方について所得税の特別控除を受けられる場合があります。詳しくは税務署(102ページ参照)へお問い合わせください。



法人税（国税）

納める方

会社などの法人（収益事業を行っている公益法人等や人格のない社団等も含む。）

納める額

$$\text{所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除額}$$

○税率

開始事業年度		令和4年4月1日以後		平成30年4月1日～令和4年3月31日	
年所得		800万円以下の部分	800万円超の部分	800万円以下の部分	800万円超の部分
法人等の区分	中小法人 ^{*1}	15% ^{*4 *5}	23.2%	15% ^{*4}	23.2%
	中小法人以外の法人	23.2%		23.2%	
人格のない社団等		15% ^{*5}	23.2%	15%	23.2%
公益法人等	一般社団法人等 ^{*2}	15% ^{*5}	23.2%	15%	23.2%
	公益法人等とみなされているもの ^{*3}	15% ^{*5}	23.2%	15%	23.2%
上記以外の公益法人等		15% ^{*5}	19%	15%	19%
協同組合等 特定の医療法人		15% ^{*5 *6}	19% ^{*7}	15% ^{*6} (16%) ^{*8}	19% ^{*7} (20%) ^{*8}

- *1 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるものをいいます。
ただし、大法人との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人等の一部の法人を除きます。
- *2 非営利型法人である一般社団法人、一般財団法人及び労働者協同組合（特定労働者協同組合に限る。）並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます。
- *3 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人並びにマンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合をいいます。
- *4 平成31年4月1日以後開始事業年度において、事業年度開始の日3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の年平均額が15億円を超える普通法人については、19%
- *5 令和7年4月1日以後開始事業年度において所得の金額が年10億円を超える事業年度については、17%
- *6 平成31年4月1日以後開始事業年度において、事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の年平均額が15億円を超える特定の医療法人については、800万円超の部分の税率と同率
- *7 一定規模以上の協同組合等の年10億円超の部分については、22%
- *8 ()は、協同組合等又は特定の医療法人が連結親法人である場合の税率です。
- 備考「グループ通算制度」の通算法人に適用される税率については、国税庁ホームページ「グループ通算制度の概要」をご覧ください。

納める時期と方法

原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に申告して納めます。詳しくは、税務署（102ページ参照）へお問い合わせください。

地方法人税（国税）

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、地方法人税が創設されました。

納める方

法人税の納税義務のある法人

納める額

$$\text{課税標準法人税額} \times \text{税率}$$

開始事業年度	令和元年10月1日以後	平成26年10月1日～令和元年9月30日
税率	10.3%	4.4%

納める時期と方法

法人税と同様、原則として事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に申告して納めます。詳しくは、税務署（102ページ参照）へお問い合わせください。

贈与税（国税）

個人から不動産や現金などを無償でもらったときに、もらった方に課税されます。また、個人から著しく低い価格で財産を譲り受けた場合や債務を免除してもらった場合にも贈与税の対象となります。

納める方

個人から財産の贈与を受けた方

納める額（暦年課税の場合）

$(\text{その年に贈与を受けた財産の価額の合計} - \text{基礎控除 } 110 \text{ 万円}) \times \text{税率} - \text{速算表の控除額}$

○税率（速算表）

基礎控除後の課税価格	一般税率		特例税率*	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円	10%	0万円
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	(3,000万円超) 55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

* 直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の方に限ります。）については、「特例税率」を適用して税額を計算します。

納める時期と方法

贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに、贈与を受けた方の住所地を所轄する税務署に申告して納めます。詳しくは、税務署（102ページ参照）へお問い合わせください。



● 相続時精算課税

相続時精算課税は、贈与を受けた年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母から、18歳以上の子又は孫が贈与を受けたときに選択できる制度で、贈与財産に対する贈与税を納め、贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額^{*1}と相続財産の価額とを合計した金額を基に相続税額を計算し、既に納めた贈与税額を控除する方式です。

贈与税額の計算については、毎年利用できる基礎控除110万円^{*2}及び複数年にわたり利用できる特別控除額2,500万円（前年以前において、既にこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度額となります。）を贈与財産の課税価格から控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出することができます。

なお、令和8年12月31日までに、一定の自己居住用家屋の取得等資金の贈与を受ける場合については、60歳未満の父母又は祖父母からの贈与についても相続時精算課税を選択することができます。

相続時精算課税を選択するには、贈与税の申告期間内に申告書、相続時精算課税選択届出書及び必要書類の提出が必要です。詳しくは、税務署（102ページ参照）へお問い合わせください。

* 1 令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産については、贈与時の価額からその年分の基礎控除110万円を控除した後の残額となります。

* 2 令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

● 配偶者控除の特例～夫婦間の居住用不動産の贈与等の特例～

婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産又はその取得資金の贈与が行われた場合、一定の要件に該当した場合、贈与税の申告をすることにより、基礎控除額の110万円のほかに最高2,000万円までの配偶者控除が受けられます。

● 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例

18歳以上の子又は孫が令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に直系尊属（父母や祖父母など）から住宅取得等資金^{*1}の贈与を受け、一定の要件に該当した場合、住宅取得等資金のうち一定金額^{*2}について非課税措置が受けられます。

この特例を適用するには、贈与税の申告期間内に、申告書及び必要書類の提出が必要です。詳しくは、税務署（102ページ参照）へお問い合わせください。

* 1 住宅取得等資金とは、贈与を受けた方が自己の居住の用に供する家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭をいいます。

* 2 非課税限度額は、耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅用家屋については1,000万円、その他の住宅用家屋は500万円です。

● 直系尊属から教育資金の贈与を受けた場合の特例

平成25年4月1日から令和8年3月31日までの間に、直系尊属（父母や祖父母など）から教育資金の贈与を受け、金融機関に信託などをした場合、金融機関の営業所等を経由して税務署に教育資金非課税申告書を提出することにより、贈与を受けた方（30歳未満で前年の合計所得金額が1,000万円を超えない方に限ります。）1人につき、1,500万円（学校等以外に支払う費用については500万円を限度）まで贈与税の非課税措置が受けられます。

● 直系尊属から結婚・子育て資金の贈与を受けた場合の特例

平成27年4月1日から令和9年3月31日までの間に、直系尊属（父母や祖父母など）から結婚・子育て資金の贈与を受け、金融機関に信託などをした場合、金融機関の営業所等を経由して税務署に結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより、贈与を受けた方（18歳以上50歳未満で前年の合計所得金額が1,000万円を超えない方に限ります。）1人につき、1,000万円（結婚に際して支払う費用については300万円を限度）まで贈与税の非課税措置が受けられます。

● 相続税の軽減は

(1) 配偶者の税額軽減

$$\boxed{\text{配偶者の税額軽減後の税額}} = \boxed{\text{配偶者の相続税額}} - \boxed{\text{相続税の総額}} \times \frac{\boxed{\text{配偶者の法定相続分相当額(最低 1 億 6,000 万円) 又は実際取得額のいずれか少ない額}}}{\boxed{\text{課税価格の合計額}}}$$

配偶者の実際取得額（課税価格）が1億6,000万円以下か、1億6,000万円を超えていても法定相続分相当額以下であれば、配偶者に相続税は課税されません。

(2) 未成年者控除

18歳に達するまでの年数1年につき10万円が控除されます。

(3) 障害者控除

85歳に達するまでの年数1年につき10万円*が控除されます。

*特別障害者の場合、20万円となります。

自動車重量税（国税）

納める方

自動車の新規登録又は継続検査等のために自動車検査証（車検証）の交付等や車両番号の指定を受ける方

納める額

自動車の種類などにより異なります。下記の税率表（抜粋）をご覧ください。

○税率表（自家用車）（抜粋）

車 種	車検期間	税 率*	
乗用車	3年	車両重量0.5tごと	12,300円
	2年		8,200円
	1年		4,100円
軽自動車 (二輪を除く)	3年	一両につき	9,900円
	2年		6,600円

*一定の排出ガス性能・燃費性能等を備えた自動車が、令和5年5月1日から令和8年4月30日までに新車新規登録等を行う場合、エコカー減税が適用され、免税又は本則税率から50%・25%を軽減する措置が講じられます。また、性能に応じて2回目の車検においても免税措置の対象となる場合があります。

(注) 新車新規登録等から13年及び18年を経過した自動車については、それぞれ別途税率が定められています。

納める時期と方法

自動車の新規登録又は継続検査等のための自動車検査証（車検証）の交付等や車両番号の指定を受けるときまでに、東京運輸支局又は自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会、自動車重量税印紙を書類に貼付して納めます。詳しくは、東京運輸支局又は自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会（74ページ参照）にお問い合わせください。

〈自動車の登録申請に関する主なお問合せ先（ヘルプデスク）〉

品川・世田谷ナンバー	東京運輸支局	☎(050) 5540 - 2030
足立・江東・葛飾・江戸川ナンバー	東京運輸支局足立自動車検査登録事務所	☎(050) 5540 - 2031
練馬・杉並・板橋ナンバー	東京運輸支局練馬自動車検査登録事務所	☎(050) 5540 - 2032
多摩ナンバー	東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所	☎(050) 5540 - 2033
八王子ナンバー	東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所	☎(050) 5540 - 2034

登録免許税（国税）

土地や建物の所有権等の登記や株式会社等の設立の登記などをするときに課税されます。

納める方

不動産の登記や法人の商業登記などをされる方

納める額

○税率表（不動産登記の主なものを抜粋）

登記の種類		納める額
所有権 移転登記	相続・法人の合併	不動産価額×0.4%
	贈与	不動産価額×2.0%
	売買	不動産価額×2.0%
所有権保存登記		不動産価額×0.4%
抵当権の設定登記		債権金額×0.4%
仮登記	所有権移転又は所有権移転請求権の保全のための仮登記 (相続又は法人の合併、共有物の分割によるものを除く。)	不動産価額×1.0%
	その他の仮登記	本登記の税率の2分の1又は、 不動産1個につき1,000円

（注1）不動産価額は、通常、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）が使われます。

（注2）令和8年3月31日までの間、土地の売買による所有権移転登記の税率は1.5%に引き下げられます。

（注3）令和9年3月31日までの間、住宅用家屋の所有権保存登記・所有権移転登記、住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記について、税率の軽減措置（住宅用家屋の所有権保存登記は0.15%、住宅用家屋の所有権移転登記は0.3%、住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記は0.1%に引き下げられます）を受けられる場合があります。

納める時期と方法

現金で納付し、その領収証書を登記等の申請書に貼付して提出します。税額が3万円以下の場合には、印紙納付することもできます。詳しくは、税務署又は法務局（102、103ページ参照）へお問い合わせください。

森林環境税（国税）

森林環境税は、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税で、令和6年度から課税されています。

その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・区市町村へ譲与されます。

納める方

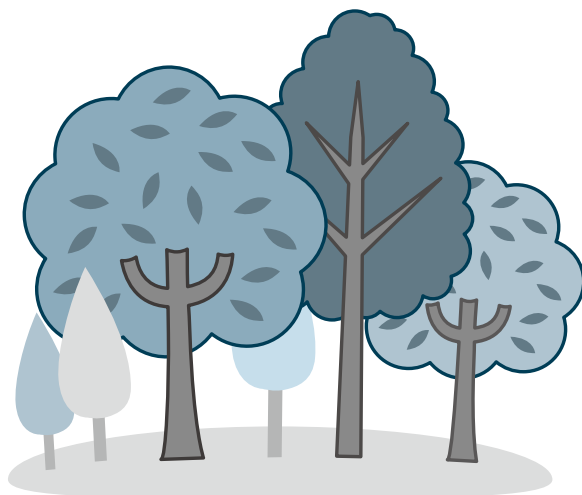
国内に住所を有する個人

納める額

年額1,000円

納める時期と方法

- 区市町村が個人住民税均等割とあわせて課税及び徴収します（原則として、個人住民税均等割と同じ徴収方法となります。）。
- 詳しくは、お住まいの区市町村（101ページ参照）へお問い合わせください。



区市町村税のあらまし

以下の税金は、区市町村税です。このほかにも、3ページにあるとおり、様々な種類の区市町村税があります。それぞれの詳細については、区・市役所、町村役場（101ページ参照）へお問い合わせください。

個人住民税（区市町村民税）

個人の都民税と区市町村民税をあわせて、一般に「個人住民税」と呼びます。

個人住民税は、区市町村が都民税分と区市町村民税分をあわせて課税します（個人住民税については、6ページ以降をご覧ください。）。

法人住民税（市町村民税）

都内に事務所や事業所などがある法人に課税される税金で、都民税と市町村民税の二つがあり、あわせて「法人住民税」といわれています。23区内の法人は、都の特例として市町村民税相当分もあわせて都民税として都税事務所に申告して納めます。市町村にある法人は、市役所・町村役場に市町村民税を申告して納めます（法人住民税については、26ページ以降をご覧ください。）。

軽自動車税種別割

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有する方に課税されます。区・市役所、町村役場から送付する納税通知書で、4月又は5月に納めます。

詳細については、定置場のある区・市役所、町村役場へお問い合わせください。

税率は

車 種				年額(標準税率)
原動機付自転車	総排気量50cc以下又は定格出力600W以下*1*2			2,000円
	二輪のもので		総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下	2,000円
	〃		総排気量50cc超90cc以下*2又は定格出力600W超800W以下	2,000円
	〃		総排気量90cc超*2又は定格出力800W超	2,400円
	三輪以上のもので		総排気量20cc超又は定格出力250W超	3,700円
軽自動車	二輪（側車付を含む）			3,600円
	三輪			3,900円（3,100円）*3~5
	四輪以上	乗 用	営 業 用	6,900円（5,500円）*3~5
			自 家 用	10,800円（7,200円）*3~5
		貨物用	営 業 用	3,800円（3,000円）*3~5
			自 家 用	5,000円（4,000円）*3~5
二 輪 の 小 型 自 動 車				6,000円

*1 令和6年4月1日以降、特定小型原動機付自転車を含みます。

三輪以上のもので、総排気量20cc超又は定格出力250W超のものを除きます。

*2 二輪のもので、総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下のものを除きます。

*3 () 内は、平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けたものに適用される税率です。

*4 令和5～7年度中に新規取得された電気自動車等（新車に限る。）については、取得の翌年度分に限り、税率がおおむね75%軽減されます（グリーン化特例）。

*5 最初の新規検査から13年を経過した四輪車等については、約20%税率が上乗せされます（グリーン化特例）。

〈軽自動車の登録などに関するお問合せ先〉

軽自動車検査協会

東京主管事務所

（品川・世田谷ナンバー）（050）3816－3100

東京主管事務所練馬支所

（練馬・杉並・板橋ナンバー）（050）3816－3101

東京主管事務所足立支所

（足立・江東・葛飾・江川ナンバー）（050）3816－3102

東京主管事務所八王子支所

（八王子ナンバー）（050）3816－3103

東京主管事務所多摩支所

（多摩ナンバー）（050）3816－3104

（注）申請により減免になる場合があります。詳しくは、区・市役所、町村役場へお問い合わせください。

入湯税

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てるための目的税です。浴場の入湯客に対し、1人1日につき150円（標準税率）が課税されます。浴場の経営者が入湯客から税金を預かり、区・市役所、町村役場に申告して納めます。